

この号の内容

- 1 授業目的公衆送信補償金制度の開始について
- 2 学生向け「オンライン授業受講のルールとマナーについて」を公表しました
- 3 「オンライン授業実施に向けた教員向けファーストガイド」の更新
- 4 Zoom・Webex の授業でのご利用に関するフォーム Q&A
- 5 学習支援システムのログイン状況

【本ニュース発行主体】

HOSEI2020 オンライン授業支援特設チーム（学術統括副学長のもとに2020年度オンライン授業を支援する目的で設置）

【事務局】

総長室付教学企画室

授業目的公衆送信補償金制度の開始について

5月14日の学部長会議において、教育支援本部担当常務理事名で示された標記の内容を、本ニュースでこれまでお伝えしてきたことと一部重複もありますが、お伝えします。

平成30年改正著作権法に基づく「授業目的公衆送信補償金制度」が、2020年4月28日から開始されました。本制度は、学校の設置者が各分野の権利者団体で構成される指定管理団体に一括して補償金を支払うことにより、学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバーにアップロードしたりすることなど、ICTの活用により授業の過程で利用する為に必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるものです。なお今般の新型コロナウイルス感染拡大の事態を受けて、令和2年度（2020年度）に限り、補償金額を特例的に「無償」として本制度が施行されることとなりました。本制度の適用を受ける為には、学校の設置者より指定管理団体への届出を要しますが、本学からもこの届出の手続きを完了したことを報告いたします。

なおこの制度によっても、無制限に著作物を利用できるものではありません。指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（略称：SARTRAS））のホームページ上で、運用指針（ガイドライン）が公表されておりますので、ご参照ください。

→ SARTRAS ホームページ <https://sartras.or.jp/>

『改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）』

<https://sartras.or.jp/unyoshishin2020/>

前述のとおり今年度に限り他人の著作物の無償利用が認められていますが、来年度以降は補償金の支払いが必要となります。金額については、引き続きSARTRASで検討が行われておりますが、漏れ聞こえるところでは、決して安価といえない金額を設定する議論も行われているとのこと。

春学期の全授業をオンライン型で実施したことにより、その結果として授業教材コンテンツが充実し、来年度以降もこれらを継続して活用することも考えられますが、負担すべき補償金を考慮した場合、来年度以降もこれらの教材を際限なく「公衆送信」により学生に配付することは、慎重を期すべきものと現時点で考えています。補償金の動向も見ながら、今後学部長会議等でも検討を進めたいと考えています。

学生向け「オンライン授業受講のルールとマナーについて」を公表しました

学生がオンライン授業を受講するにあたり、例えば教材コンテンツの転載や、一部を切り取ってSNSに掲載したり、いわゆる「荒らし」と呼ばれるような授業妨害の行為を行うなど、無意識の場合も含めて不適切な行為を行う懸念があることから、下記の注意喚起を、5月15日に大学名で公表しました。

2020年度春学期は全面的にオンライン授業として開始されました。4月28日からは、改正著作権法の一部が施行され「授業目的公衆送信補償制度」がスタートしました。法政大学もこの制度に加入し、さまざまな著作物を利用してオンライン授業が実施されています。これは、授業目的の範囲内で、著作物をオンラインで利用できるようにするものです。本学のオンライン授業の一環として提供されている情報を、担当教員と受講生の範囲をこえて、他の人に伝えたりコピーを渡したりすることは、著作権侵害となってしまふ恐れがあります。

講義動画のなかにはYouTubeで限定公開されているものもありますが、URLを受講生に限定して知らせることによって、授業目的の範囲内と認められています。そのURLを部外者に公開、伝達することは著作権侵害の責任を問われる可能性のある行為です。

ZoomやWebexなどのオンライン会議システムを使った同時双方向の授業では、受講生の私語などが全員に聞こえてしまい授業が滞ったり、不用意に会議IDやパスワードなどが伝えられたことによって、部外者に授業が妨害されてしまうことも起こり得ます。デジタルデータは記録や複製が容易なことから、授業内のさまざまな情報が不用意に伝達されて、プライバシーの侵害につながってしまうかも知れません。

多くの学生、教員にとって新しい経験であるオンライン授業を、円滑に行い、実のある成果を互いに確保していくために、受講生相互の学ぶ権利を守ることと、授業の中で用いる著作物などの権利を侵害しないことが必要です。そのため、以下をオンライン授業受講のためのルールとマナーとして示します。その趣旨を踏まえて、円滑で実のあるオンライン授業を実現していきましょう。

1. 授業受講のためのURL、会議ID、パスワードなどは、不特定多数が見られる場所に書き込まず、受講生以外に伝えないこと。
2. 受講のためにダウンロードしたデータを、不特定多数の人がアクセスできる場所にアップロードしたり、受講生以外に伝えたりしないこと。
3. 授業の過程で知り得た他の受講生の個人情報を、授業外の場所に公開したり、他者に伝えたりしないこと。
4. オンライン授業の録画やスクリーンショット等は、教員や他の受講生の了解なしに行わないこと。了解のもとでおこなった場合にも、その記録は個人的な学習の範囲内でのみ利用し、他の者に伝えたりしないこと。

なお、これらの項目の他にも、オンライン授業以外の場で違反行為とされていること（カンニング、剽窃などの不正行為、ハラスメント行為等）は当然ながらオンラインでも違反行為です。

上記4項目違反や、その他の違反行為によって授業の運営を妨げたり、他者の権利を侵害することは、学則や教育学術情報ネットワーク利用規程にもとづいて、懲戒処分やネットワーク利用停止処分の対象となる場合がありますので注意してください。

「オンライン授業実施に向けた教員向けファーストガイド」が更新されました

教育開発・学習支援センターが作成する「オンライン授業実施に向けた教員向けファーストガイド」が内容を追加して更新されましたので、お知らせします。

<https://hosei-kyoiku.jp/firstguide/>

学習支援システムのログイン状況

学部長会議で詳しいデータ資料をお伝えしていますが、学習支援システムの時間毎ログイン状況をみると、およそ、午後6時頃～午前1時頃に集中する傾向があり、逆に午前10時頃～午後5時頃まではアクセスが少ない傾向にあるようです。資料のダウンロードなどは、空いている時間帯に利用するとスムーズであることを、学生にもお伝え頂けたらと思います。

Zoom・Webex の授業でのご利用に関するフォームに頂いた内容をもとに、いくつか Q&A をご紹介します

Q1（授業で利用する同時配信ツールについて）

Zoom, Webex とも、途中で画面が固まる、マイク機能がうまく使えない、画面共有した資料が見えないなど、あまりスムーズに利用できなかった。他方で、Google Meet は、これまで最もストレスなく使っているが、Google Meet を授業に使ってもよいのか？

A 本学では、授業で利用するツールを指定・限定していません。Google Meet 含めて、各教員と学生が使いやすいツールをご利用ください。その際、複数ツールの使い方や学生がまごつくことがないよう、利用方法については十分な周知・説明をお願いします。

Q2（会議への招待）

大人数授業の場合、受講生をどのように会議に招待すればいいか、あるいは会議 ID をどのように受講生に伝えればよいのか？

A 以下の「Zoom マニュアル」を参照ください。まず会議を設定し、その後、学内のみに公開できる場所（学習支援システムの「お知らせ」等）に会議 ID を記載し、受講生に当該情報を確認するよう周知する方法があります。その際、シラバスなどの一般公開されている場所には会議 ID を公開しないでください。また、学生にも SNS などでも会議 ID を他者に伝えないように徹底ください。

「Zoom マニュアル」6. 会議開催までの一般的な流れ（例）

(3)ミーティングの情報を参加者に連絡します。(情報の提示の方法は、学習支援システムの利用方法もあわせてご確認ください。)

<https://netsys.hosei.ac.jp/protected/manual/distance/manual-enkaku-Zoom-stu.html#item6>

Q3（音が届かない）

教員側あるいは学生側からの声が届かないことがあるが、どうしたらよいのか？

A それぞれ、①Zoom 上でマイクがミュート（消音）になっていないか、②使用機器（スマホなど）のマイクや音量がオフになっていないかについて、まず確認ください。①②ともマイクをオンにしても、まだ聞こえない場合は、接続画面から次の画面に変わる時に、オーディオ（音声）を選ぶ画面が出てきますが、ここで「インターネットを使用した通話」を選ぶようにしてください。

それでも解決しない場合は、以下のヘルプセンターにお問い合わせください。

Zoom ヘルプセンター <https://support.zoom.us/hc/ja>

Q4（動画の画面共有について）

動画の画面共有をおこなったが、学生側で映像が固まったり不安定だった。非同期配信とすべきか？その場合、著作権について問題とならないだろうか。

A zoom でのリアルタイムの動画共有による配信は、データ量が比較的小さえられるというメリットがありますが、経験的には、再生される動画の品質はその時点の各ユーザの通信環境に影響をうけやすいようです。生のやりとりであれば聞き取れなかった時に再度の説明を求めることもできますが、動画共有ではそれが困難です。Q5 の回答の通り、蓄積配信をすること自体に著作権の面で差し支えはありませんので、非同期配信をご検討ください。なお、YouTube の限定公開配信を使うと、受信する学生が低画質の設定にするなどデータ容量をおさえる視聴が可能です。

著作権については、授業目的公衆送信補償金制度のもとでの扱いについて、以下などを参照ください。一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（略称：SARTRAS）による授業目的公衆送信補償金制度 FAQ 2. 著作物の利用について の中にある「動画コンテンツ」という項目が参考になります。

<https://sartras.or.jp/seidofaq/>

なお、動画の非同期配信については次の Q5 も参照ください。

Q5（動画教材の受講生への提供の仕方：You tube の限定公開について）

動画教材を受講生に提供する際、You tube の限定公開を使ってもよいのか。

A 動画教材を受講生に提供する際には、データダイエット（通信容量の抑制）の観点から、できるだけ非同期（オンデマンド）型で配信することを推奨します。その際、いくつかの配信方法がありますが、本学教育開発・学習支援センターが発行している「オンライン授業実施に向けた教員向けファーストガイド」の以下の項目が参考になります。

- ・YouTube 限定 URL で学生に視聴させる（改訂版）
- ・Google Classroom を利用したファイルの簡便な公開方法「Google Classroom かんたんガイド」
- ・Google ドライブを利用したファイルの簡便な公開方法について

受講生のみを公開対象とした You Tube の限定公開での配信については、上のガイドで「URL が流出するリスクを回避する観点から、一定期間後は、YouTube からは削除し、Google Drive のみに保存することを強く推奨します。」としていることにも留意ください。

なお、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（略称：SARTRAS）による以下の FAQ も参考になります。

「2-10 授業用の動画を YouTube で配信したいのですが、配信の範囲と著作権の関係を教えてください。→補償金制度の対象範囲内で配信される場合、公開先を、当該授業用動画をアップした先生が担当または担任する授業の児童生徒学生に限定されるような手当が必要です。YouTube であれば、動画のプライバシーを「限定公開」や「非公開」に設定し、それらに従って運用してください。一般に公開される方法による場合は著作権者の許諾をえることが必要です。」

<https://sartras.or.jp/seidofaq/>

その他、個人アカウント時には使えていた（チャット等の）機能が、大学アカウントでアクティベートしたら使えなくなったという声もうかがいます。その際は、「設定」（サインイン後に右上に出てくる自分の写真もしくは人型をクリックして「プロフィール画面」にいくとあります）が変更されていないか確認し、必要に応じて、個人アカウント時の設定内容にもう一度変更すると、以前同様に使えるようになる場合があります。